

私立学校生徒学費補助について

高等学校の生徒学費補助について、下記の（１）から（３）をご紹介します。

（１）高等学校等就学支援金

【対象：高等学校】

私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として、保護者の収入に応じて、授業料として国から支給しています。

さらに、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、特に低所得世帯の生徒に対しては、家庭の状況に応じて、就学支援金を増額して支給することとしています。

保護者の所得額によって月額 33,000 円、または月額 9,900 円が支給されます。

支給に関しては所得制限があります。さらに、申請をしなければ支給されません。詳しくは配布資料または、文部科学省のホームページをご覧ください。

文部科学省 高等学校等就学支援金制度の詳細

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

（２）神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金

【対象：高等学校】

神奈川県内の私立の高等学校に在学する生徒の入学金及び授業料について、学校が軽減した場合に神奈川県が学校に対して補助する制度です。

貸付制度ではないので、返還の必要はありません。また、高等学校等就学支援金および神奈川県高等学校奨学金と併用できます。

所得制限と、住居・所在要件がありますので（神奈川県内在住かつ神奈川県内の私立高等学校等に通学）詳しくは配布資料または、県のホームページをご覧ください。

神奈川県 私立高等学校等生徒学費補助金について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/gakuhijoyo.html>

(3) 神奈川県私立学校 高等学校の生徒学費緊急支援補助金

【対象：高等学校】

保護者（主に世帯の生計を維持する方）が、会社都合退職、倒産、死亡、離婚などにより家計が急変した場合に申請できます。

所得制限と、住居・所在要件がありますので（神奈川県内在住かつ神奈川県内の私立小・中・高等学校等に通学）詳しくは11月に配布予定の資料または、県のホームページをご覧ください。

神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/kinnkyuushien.html>

※ご注意：高校について、「(1) 高等学校等就学支援金加算分」と「(2) 私立高等学校等生徒学費補助金」は、「(3) 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金」との併用ができません。

上記の(1)から(3)についてのお問い合わせは、
湘南学園法人事務局 教務係 0466-23-6611 までご連絡下さい。

※ 神奈川県が発行している学費支援リーフレットは以下の URL からご覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

小学生・中学生が受けられる私立学校児童・生徒学費補助についてご紹介します。

◎神奈川県私立学校 小学校・中学校の児童生徒学費緊急支援補助金

【対象：小学校・中学校】

保護者（主に世帯の生計を維持する方）が、会社都合退職、倒産、死亡、離婚などにより家計が急変した場合に申請できます。

所得制限と、住居・所在要件がありますので（神奈川県内在住かつ神奈川県内の私立小学校・中学校等に通学）詳しくは 11 月に配布予定の資料または、県のホームページをご覧ください。

神奈川県 私立学校生徒学費緊急支援補助金について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/kinnkyuushien.html>

小学生・中学生が受けられる私立学校児童・生徒学費補助についての
お問い合わせは、

湘南学園法人事務局 教務係 0466-23-6611 までご連絡下さい。